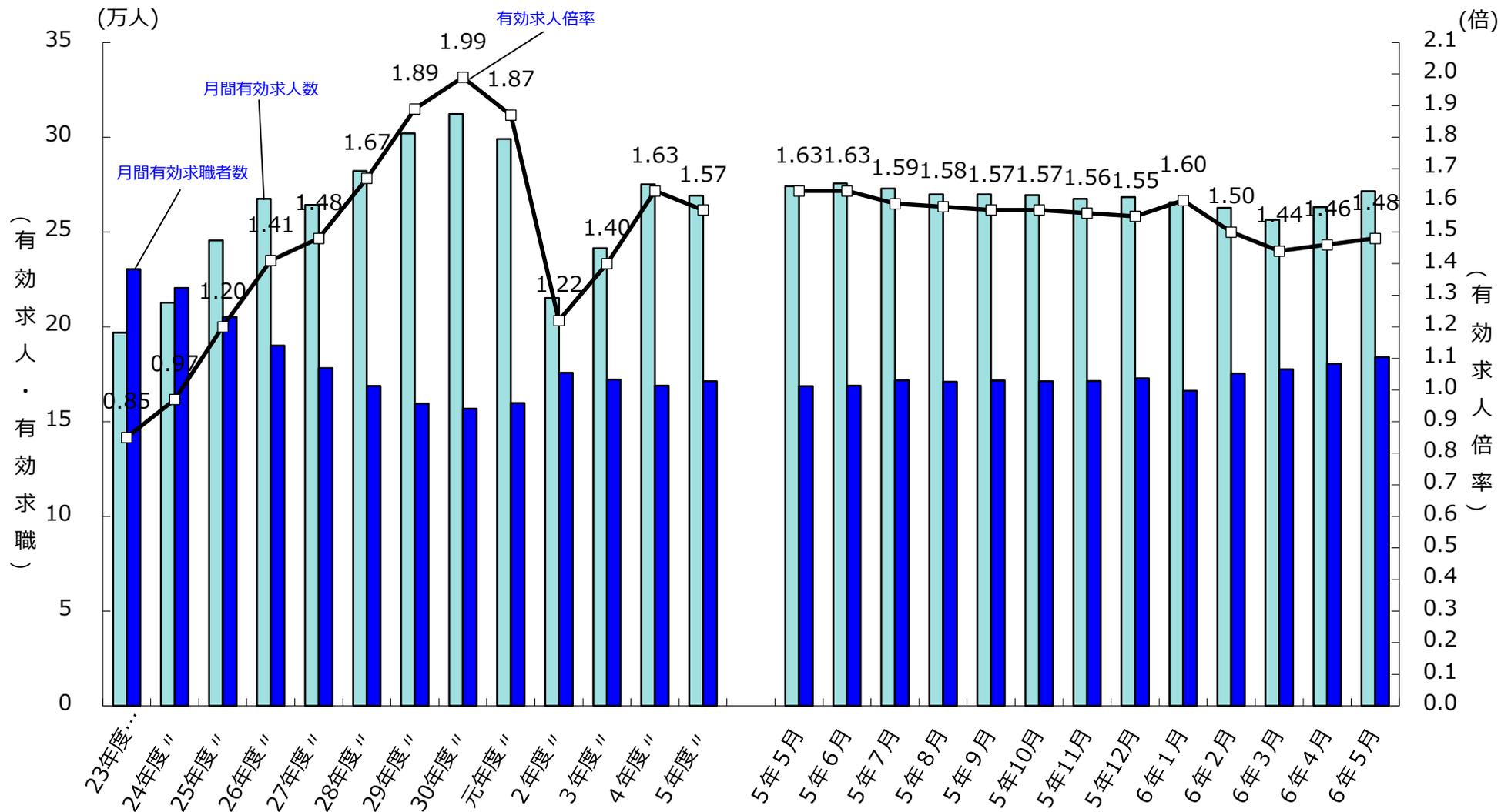


別冊 2-3

- ・ 第 2 回目安に関する小委員会配付資料（抜粋）
「令和 6 年能登半島地震 雇用情勢関係資料」

令和6(2024)年能登半島地震 雇用情勢關係資料

有効求人倍率等の推移（石川県全域）

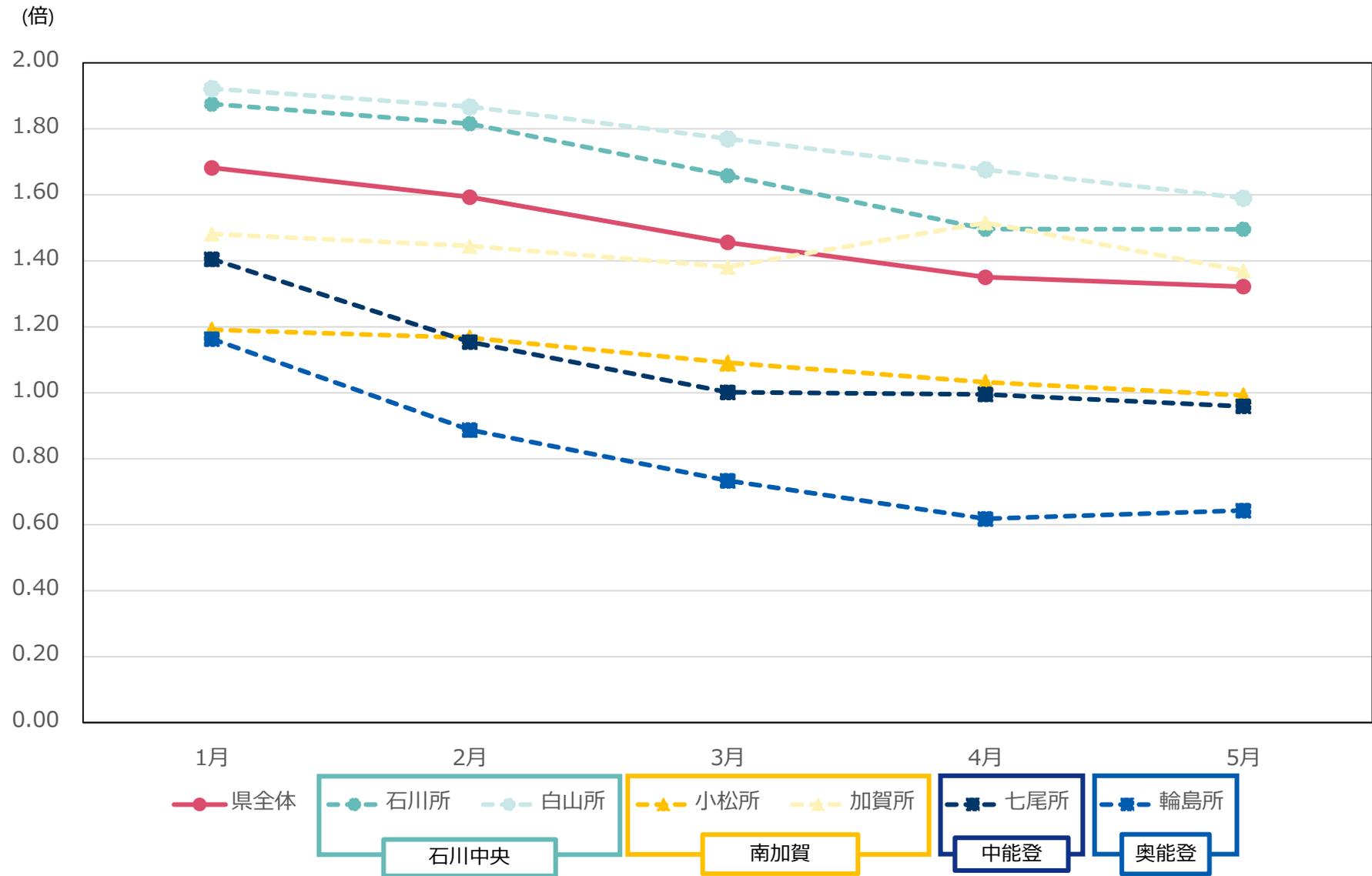


(資料出所) 厚生労働省行政記録情報（職業紹介）より作成。

(注1) 月別の数値は季節調整値である。なお、令和5年12月以前の数値は、令和6年1月分公表時に新季節指数により改定されている。

(注2) 受理地別の求人で集計したもの。

有効求人倍率の推移（公共職業安定所別）

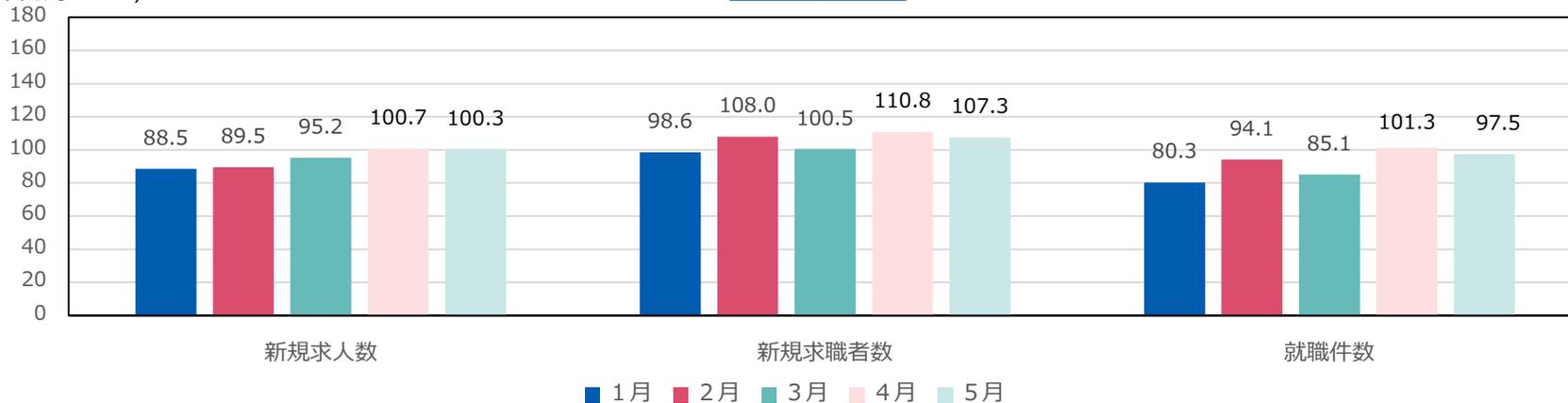


(資料出所) 厚生労働省行政記録情報（職業紹介）より作成。
 (注) 受理地別の求人で集計したもの。

新規求人・求職、就職件数の推移（石川県全域及び輪島所）

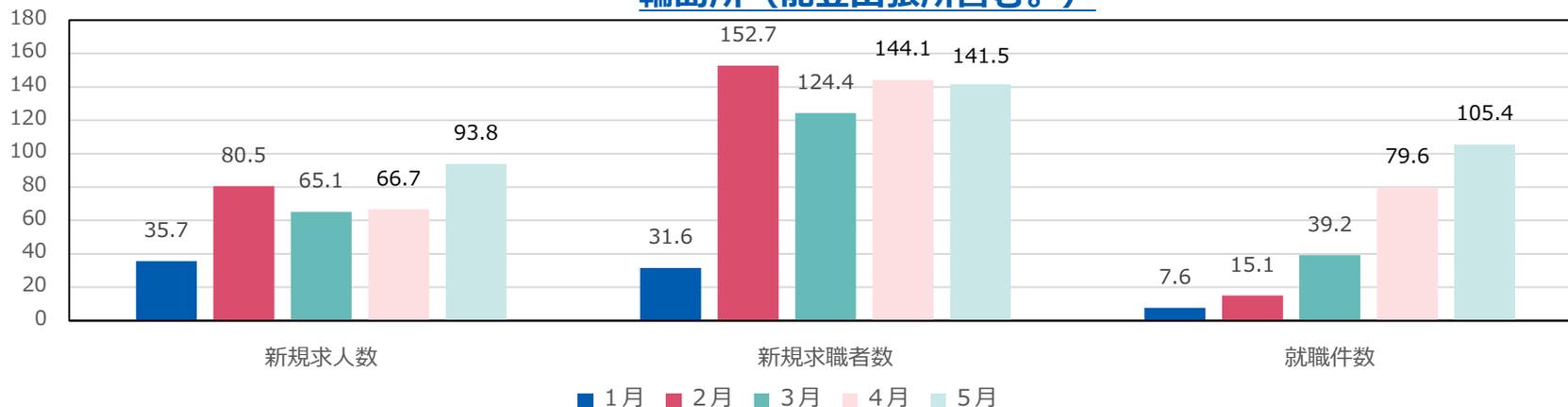
石川県全域

(前年同月 = 100)



(前年同月 = 100)

輪島所（能登出張所含む。）



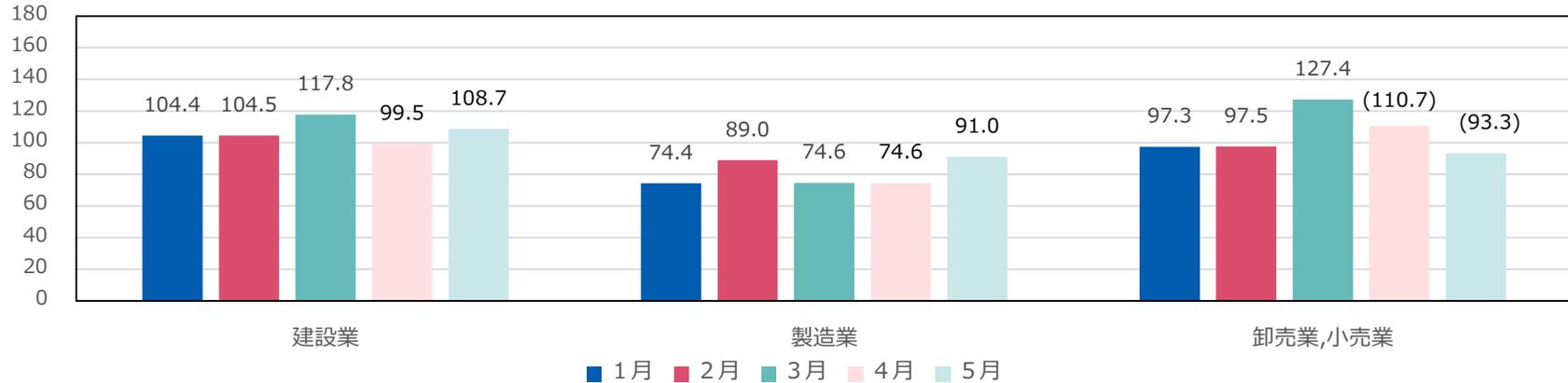
(資料出所) 厚生労働省行政記録情報（職業紹介）より作成。

(注1) 2024年3月、4月、5月については前年同期間とのハローワーク稼働日数に差があることに留意。（対前年稼働日差 3月：▲2日、4月：+1日、5月：+1日）

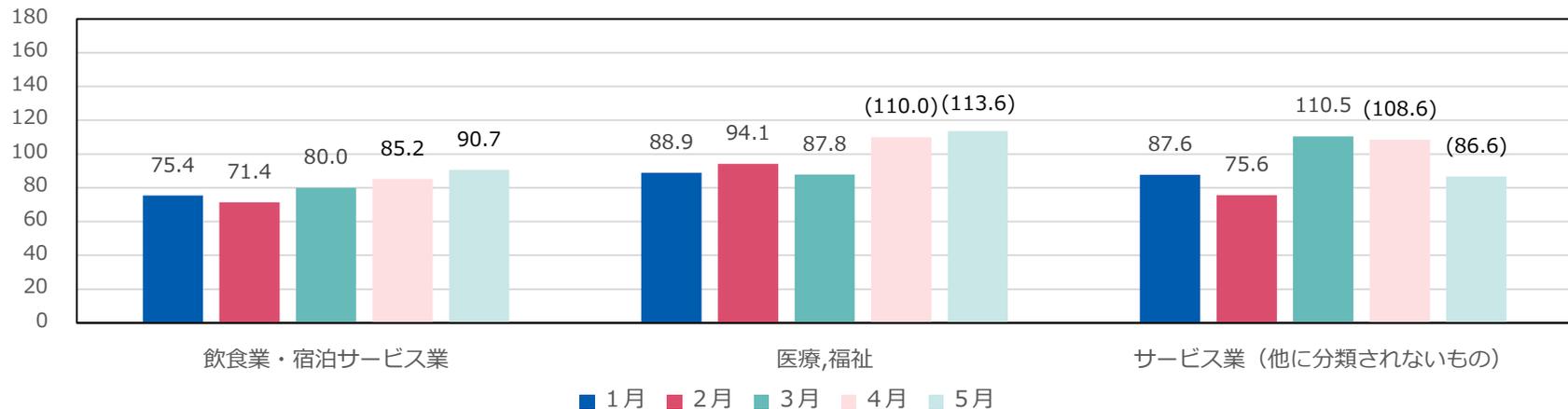
(注2) 受理地別の求人で集計したもの。

主な産業別新規求人数の推移（石川県全域）

(前年同月 = 100)



(前年同月 = 100)



(資料出所) 厚生労働省行政記録情報（職業紹介）より作成。

(注1) 産業分類について、2024年4月以降は令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、2024年3月以前は平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により集計したものである。この改定により、前年同月比較した場合に影響のある産業については（）で示している。

(注2) 2024年3月、4月、5月については前年同期間とのハローワーク稼働日数に差があることに留意。（対前年稼働日差 3月：▲2日、4月：+1日、5月：+1日）

(注3) 受理地別の求人で集計したもの。

令和6(2024)年能登半島地震被災者の生活となりわい支援のためのパッケージ (厚生労働省関係部分のうち、地域の雇用対策等のみ)

雇用調整助成金の特例措置

- 令和6年能登半島地震に伴う経済上の理由により休業、教育訓練又は出向を行う場合において、雇用調整助成金の支給要件の緩和や助成率・支給日数の引上げの特例措置を実施する。

雇用保険の基本手当の特例

- 被災地域内の事業所で勤務していた方について、災害により休業したり、一時的に離職した場合に雇用保険の失業手当を受給できる特例措置を実施する。

特別労働相談窓口の設置（石川局、新潟局、富山局、福井局）

- 事業主や労働者からの休業や解雇等に関する労働相談に対応する。

自然災害が発生した場合の支援や制度に係る情報の発信

- 自然災害が発生し、災害救助法が適用された地域などにおける、労働基準行政の支援施策、解雇・雇止めなどの労働条件に関する諸事項について、事業主・労働者が守るべき事項をQ&A形式にしたものを作成・更新するとともに、SNSで発信する。

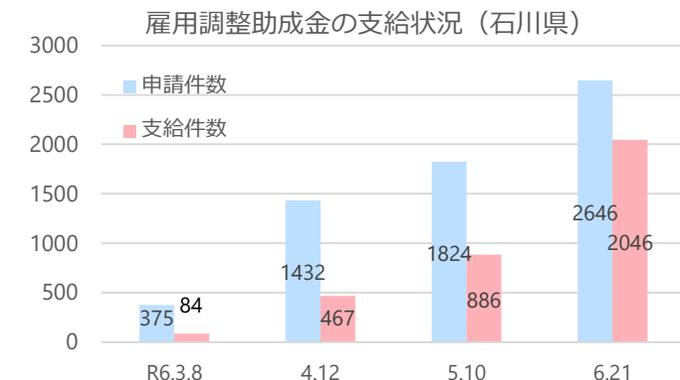
令和6年能登半島地震に係る雇用調整助成金の特例措置

	通常制度	令和6年能登半島地震の特例措置
対象事業主	経済上の理由により事業活動を縮小した全国の事業主	令和6年能登半島地震に伴う経済上の理由により事業活動を縮小した全国の事業主 (対象期間初日：令和6年1月1日～令和6年6月30日)
生産指標要件	最近3か月間の月平均値が前年同期比10%以上低下 ※事業所設置後1年未満は対象外	最近3か月→最近1か月10%以上低下 ※事業所設置後1年未満も対象
雇用量要件	最近3か月間の月平均値が前年同期と比べ一定規模以上増加していないこと	撤廃
計画届	事前の提出が必要	計画届の提出日が令和6年3月31日までの間である場合は、事前に提出されたものとみなす
支給日数	1年100日、3年150日	3年150日を適用しない 4県※の事業所 1年300日 ※新潟県、富山県、石川県、福井県
対象労働者	雇入れ後6か月未満は対象外	休業、訓練、出向とともに 雇入れ後6か月未満も対象
クーリング要件	過去に雇用調整助成金の支給を受けた対象期間満了の日の翌日から起算して1年を超えていること	撤廃
助成率	大企業 1/2、中小企業 2/3	4県の事業所が実施する休業、教育訓練、出向 大企業 2/3、中小企業 4/5
対象となる休業の規模	大企業 1/15以上、中小企業 1/20以上	4県について 大企業 1/30以上、中小企業 1/40以上
残業相殺	所定外労働があった場合、休業等の実績から相当分を差し引く	4県について撤廃

※本特例措置は、令和6年1月1日以降に開始した対象期間から遡及適用する。

※本特例措置は、対象期間を開始した後1年間継続する。

件数



■ 雇用調整助成金の周知広報について

【石川労働局及び石川県における相談体制】

- ・石川労働局に雇用調整助成金の特別相談窓口を設置
- ・奥能登半島コールセンターを設置
- ・県が設置する特別相談窓口（金沢、輪島）において社労士による雇調金の相談対応を実施
- ・社労士会と連携し、ハローワーク輪島及び能登において社労士による出張相談を実施

【石川労働局における周知広報】

- ・石川労働局では、石川労働局ホームページのほか地元新聞、テレビトップ、ラジオ放送、SNS、コンビニを活用した周知を実施。また、自治体と連携し、自治体広報誌への掲載や、避難所でのリーフレット配布を実施。
- ・事業者支援説明会（金沢、輪島、七尾、羽咋、加賀）において説明・周知
- ・上記の他、各地で実施している事業者支援説明会でリーフレットを配布し相談先を周知

【本省から関係団体等を通じた周知広報】

- ・厚生労働省ホームページにリーフレット等を随時掲載
- ・経済団体（経団連、日商、全商連、中央会）、連合、社労士会、産業雇用安定センターへ周知依頼
- ・中企庁に対し関連機関（各地の日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会、商会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、よろづ支援拠点、経済産業局など）へ周知を依頼

令和6(2024)年能登半島地震に係る雇用保険の特例措置

概要

本地震発生時点で被災地域内の事業所で勤務していた方について、

- ・災害により休業した場合や、
- ・災害により一時的に離職した場合に

雇用保険の失業手当（基本手当）を受給できる以下の特例措置を実施

- ① 激甚災害法の指定地域（＝災害救助法の適用地域）内の事業所が災害により休止・廃止したために、休業して賃金を受けることができない方については、**実際に離職していなくても、失業手当を受給できる。**
- ② 激甚災害法の指定地域及びその隣接する地域内の事業所が災害により休止・廃止したために、一時的に離職した方については、**事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業手当を受給できる。**

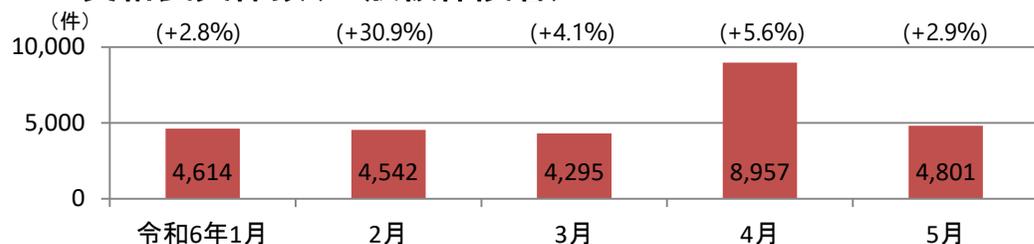
支給額等

- ・支給額 : 休業等の前の賃金額に応じて、賃金額の**50～80%**(最大、1日8,490円(令和5年8月1日～))
- ・所定給付日数 : 年齢や被保険者であった期間に応じて、**90～330日**
- ・雇用保険に6か月以上加入している等の要件を満たす方が対象

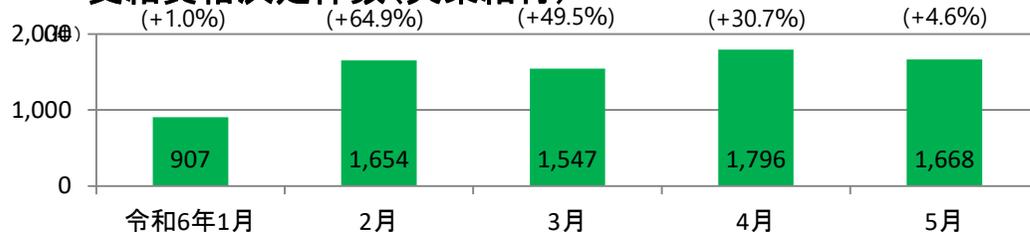
※ 本特例措置を利用して失業手当を受けた場合は、失業手当の受給資格はリセットされるため、元の事業所に復帰した後に失業した際に失業手当の受給資格の決定や所定給付日数の算定に用いる期間から除かれる。

雇用保険（失業給付関係・石川県）

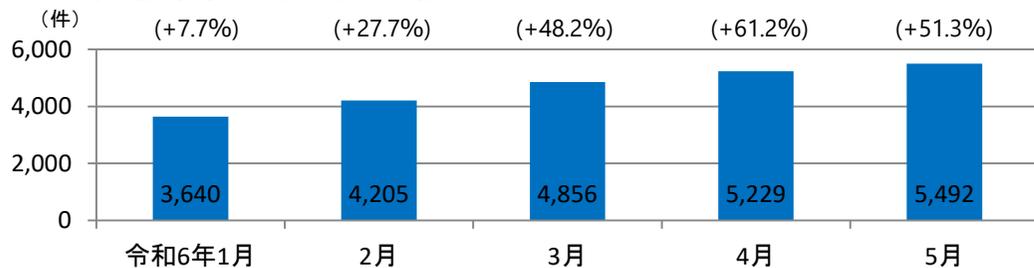
資格喪失件数（一般被保険者）



受給資格決定件数（失業給付）



受給者実人員（失業給付）



※括弧内は対前年同月比。

激甚特例及び災害特例による受給資格決定件数

	「激甚特例」(※1)による受給資格決定件数	「災害特例」(※2)による受給資格決定件数
計	946件	61件
R6年1月	41件	2件
2月	497件	39件
3月	319件	9件
4月	72件	10件
5月	17件	1件

※「激甚特例」及び「災害特例」のそれぞれの件数は特別に集計したものであり、一般被保険者のほか高年齢被保険者・短期雇用特例被保険者を含む件数。

※1 激甚特例：激甚災害法の指定地域（＝災害救助法の適用地域）内の事業所が災害により休止・廃止したために、休業して賃金を受けることができない場合に、実際に離職していなくとも、基本手当を受給できる特例。

※2 災害特例：激甚災害法の指定地域及びその隣接する地域内の事業所が災害により休止・廃止したために、一時的に離職した場合に、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、基本手当を受給できる特例。

令和6(2024)年能登半島地震に係る特別労働相談窓口の設置

- 令和6年能登半島地震により各地域において甚大な被害が出ている状況を踏まえ、被災した労働者及び事業主等からの労働相談に対応する。
- 新潟局、富山局、石川局、福井局に1月4日から特別労働相談窓口を開設。

1 設置場所

- ・ 労働局及び必要に応じて労働基準監督署、ハローワークに設置
※石川局においては局、労働基準監督署及びハローワークに設置

2 対応相談内容

- ・ 労務管理（解雇、休業手当等）に関する相談
- ・ 事業所の助成金や雇用保険に関する相談 等

令和6年石川県能登地方を震源とする地震について

- ▼ [被害状況等について](#)
- ▼ [被災者の皆様へ](#)
- ▼ [被災者の生活と生業（なりわい）支援のためのパッケージ](#)
- ▼ [行政担当者の方へ](#)
- ▼ [現地における被害状況の把握と早期の復旧活動について](#)
- ▼ [厚生労働省災害対策本部の開催状況](#)
- ▼ [各種会議](#)
- ▼ [その他（関係リンク先等）](#)

令和6年石川県能登地方を震源とする地震に関する情報を掲載しています。情報は、随時更新していきます。

※ [X（旧 Twitter）](#)・[Facebook](#)でも最新情報を掲載しています。

● 労働者及び事業主の皆様へ（共通）（支援・特例措置）

○ [雇用・労働関係の特例措置をまとめたリーフレットを作成しました](#)

- ・ [PDF 被災された従業員の方向け、仕事をお探しの方向けのリーフレット \[724KB\]](#) 
- ・ [PDF 被災された事業主の方向けのリーフレット \[661KB\]](#) 
- ・ [PDF \(別紙\)【問合せ先一覧】 \[540KB\]](#) 

必要な情報が必要な方に届くよう、被災地をはじめとするハローワーク、労働基準監督署などで配布する予定です。各種特例措置の詳細については、それぞれの項目をご覧ください。

○ [PDF 自然災害が発生した場合の支援や制度について（労働基準関係） \[395KB\]](#) 

自然災害が発生した場合の支援や制度を掲載しています。詳しくは最寄りの労働基準監督署にご相談ください。

地域雇用開発助成金（能登半島地震特例）の創設について

1 事業の目的

令和6年能登半島地震による被災地域の雇用機会を確保するため、当該地域において事業所を設置・整備し、それに伴い、地域に居住する求職者等を雇い入れる事業主に対する地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の特例を創設する。

2 事業の概要・助成内容

事業の概要

- 対象地域
石川県6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）
- 特例措置期間
1年限りの暫定措置とし、当該期間内に計画書を提出することが必要
- 支給要件
事業主が対象地域において、事業所の設置・整備（注1）及び対象労働者の雇入れ（注2）を行った場合に、設置・整備費用と対象労働者の増加人数に応じて、右記の一定額を助成
（注1）：復旧に伴う不動産・動産の修繕・修理を含む
従業員への宿舎新設・借上げ、通勤車両経費を含む
（注2）：地震発生から施行日前日に一時離職者となった者の再雇用を含む
- 助成期間
1年ごとに最大3年間(3回)の助成
- 施行期日：令和6年7月1日
※ 発災日（令和6年1月1日）以降、施行日前日までに実施した設置・整備及び雇入れも対象

助成内容

設置・整備費用と対象労働者の増加人数に応じて、下表の額を助成

設置・整備費用	対象労働者の増加人数			
	2人	3(2)~4人 (注)括弧は創業の場合	5~9人	10人以上~
100万円以上	30万円	50万円	80万円	100万円
300万円以上	60万円	100万円	160万円	300万円
1,000万円以上	80万円	120万円	200万円	400万円
3,000万円以上	120万円	180万円	300万円	600万円
5,000万円以上	160万円	240万円	400万円	800万円

※ 支給額は通常コースの原則2倍

※ 網掛け部分については、設置・整備費用、対象労働者の下限を緩和し、新たな区分を新設。